

ガザ地区における「飢饉」の発生に関する声明

2025 年 8 月 22 日

本日日本時間の 18 時、国連の「総合的食料安全保障レベル分類（IPC）」は、パレスチナ・ガザ地区の中心地で北部に位置するガザ市の「飢饉（ききん）」¹発生を公式に発表しました。9 月 30 日までに、避難者が最も多い中南部に位置するハーン・ユニス、デール・アル・バラハを含むガザ全域で、人口の 3 分の 1 にあたる 641,000 人が飢饉のレベルに達し、2026 年 6 月までに 132,000 人の子どもが急性栄養不良に陥ると報告されています。

飢饉とは飢餓（きが）の最も深刻な状態で、IPC の定義によれば、地域において少なくとも 20%の世帯が食料の極端な不足に直面し、少なくとも 30%の子どもが急性栄養不良状態にあり、毎日 10,000 人あたり 2 人が飢餓や栄養不良と病気の相互作用により死亡する場合を指します。²

少なくとも 62,000 人が空爆等の攻撃により犠牲になっているガザ地区は、2023 年 10 月 7 日以降、イスラエルにより厳しい物資の搬入制限が行われてきました。特に今年の 3 月以降は物資の搬入がほとんど行われず、5 歳未満の子ども 70,000 人と、妊娠中または授乳中の女性 17,000 人が急性栄養不良に直面しています。

UNRWA（国連パレスチナ難民救済事業機関）によると、3 月以降、命に関わるほどの急性栄養不良の子どもの人数は急増し（図 1）、また、UNRWA が 3 月以降 100,000 人の子どもに対して行った栄養スクリーニングでも、3 人に 1 人が栄養不良に陥っています³。また、UNOCHA（国連人道問題調整事務所）によれば、これまでに栄養不良による死亡が少なくとも 269 人確認されており、うち 112 人が子どもです⁴。病気との合併症で亡くなる子どもを含めれば、その数はさらに増えると予想されます。

私たちの活動地に暮らす、9 歳と 10 歳の子どもの母親であるナイルーズさんは、「この厳しい状況で私が願うのは、ただ『食べること』です。そして『子どもたちに食べさせること』です」と話してくれました。また、リームさん（14 歳）は「4 日間、食べ物も水もありませんでした。市場に行っても、高すぎて何も買えません。母が買い物に行くたびに、私はイチジクやブドウを心の中で思い描きますが、母は何も見つけることができません」と教えてくれました。

¹ Integrated Food Security Phase Classification（統合食料安全保障段階分類（IPC）に基づく評価で、最も深刻なレベルである「IPC フェーズ 5」

² IPC “WHAT IS FAMINE”

³ UNRWA, [Alarming new data from UNRWA clinics in Gaza, 20 August 2025](#)

⁴ UNOCHA, [Humanitarian Situation Update #315 | Gaza Strip, 21 August 2025](#)

あばらが浮き出た、枯れ木のように細い手足の子どもを抱くお母さんの気持ち、耐え難い空腹にさらされ続ける子どもや人々の気持ちを考えると、強い憤りと悔しさを覚えます。関係団体のスタッフによると、急性栄養失調に陥った子どもたちには、すでに泣き叫ぶ気力も残っていません。

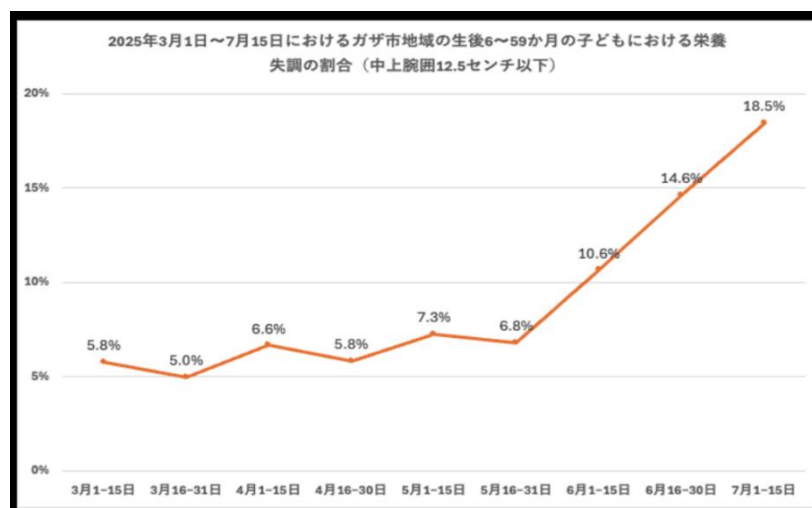


図1：ガザ地域の子生6～59か月の子どもにおける栄養失調の割合
※2025年8月5日人道外交議連 UNRWA 清田明宏医師発表資料より

今回の飢饉は、完全封鎖されたガザ地区への物資を極端に制限することで引き起こされた、いわば人為的に作り出された飢餓の結果です。そして、飢餓を戦争の道具として利用する行為は、国際法上厳しく禁止されています。私たちガザで働く NGO、パレスチナと連帯する NGO や市民は、この間、物資搬入、ガザ地区の恒久的な停戦、国際法の遵守を繰り返し求めてきました。

そして、世界中の NGO や国連機関が、ガザ地区の状況を改善するために入念に準備し、人々を救うための物資を、ガザの入り口まで届けています。しかし、こうした物資をガザ域内に入れる許可が下りません。

ガザ地区の子どもの命を救う時間は、もう尽きてしまいました。人道の理念は、もろくも崩れ去りました。私たちは、こうした状況を許してしまった私たち自身を内省するとともに、人道支援アクセスの許可を粘り強く求め続けます。そして、ガザ地区の子ども、人々をこうした状況に追いやったイスラエル政府に対し、国際法を遵守するようあらためて強く求め、日本政府をはじめとした各国政府には、直ちにこの人為的飢饉を食い止めるための効果的な手立てを講じるよう要請します。

パレスチナの和平を求めるアクション実行委員会

声明に関するお問い合わせ先：

特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター（JVC）

〒110-8605 東京都台東区上野 5-22-1 東鈴ビル 4F

info@ngo-jvc.net / 03-3834-2388